

東久留米市立保育園の民営化実施計画（再々改定版）

（平成19年度～29年度）

平成26年9月

東久留米市子ども家庭部

東久留米市立保育園の民営化実施計画（再々改定版）（平成19年度～29年度）は、平成24年8月に策定した東久留米市立保育園の民営化実施計画（再改定版）（平成19年度～26年度）に、さいわい保育園の民営化スケジュール等を反映することを目的とし、改定したものである。

〈目 次〉

東久留米市立保育園の民営化に係わる基本的な考え方

1	現状と課題	1
2	民営化の目的と効果	2
	（1）保育の向上（よりよい保育の提供）	
	（2）子育て支援の強化	
	（3）保護者の選択肢の拡大	
参考	「保育所の運営にかかる経費（平成 24 年度決算額）」	3
3	民営化実施に係る事業者の選定について	4
4	民営化実施園検討の考え方	4
5	民営化実施園の検討結果	4
	（1）次期民営化実施園について	
	（2）その他の保育園について	
6	事業者の選定方法及び選定基準	6
	（1）選定方法	
	（2）選定基準	
	（3）事業者の発表	
7	民営化後の市の対応	7
	（1）運営状況の把握と改善指導	
	（2）保育園運営の支援	
	（3）運営状況の評価と情報の公開	
別表	「民営化実施園及び実施時期」	8
別紙	「東久留米市立保育園施設状況調査」	9

# 東久留米市立保育園の民営化に係わる基本的な考え方

## 1 現状と課題

市では、「次世代育成支援対策推進法」の規定に基づき、平成22年3月に、「次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもとに、安心して子どもを産み育てられるように子育て家庭全体への支援を総合的に推進している。特に、ここ数年来、子育て支援を市の重要施策に位置付けて、喫緊かつ重要な課題である待機児を解消することや、一時保育、また病児・病後児保育の実施など、多様な保育ニーズに応えるべく取り組んできた。

しかしながら、市財政の状況は、市税収入が毎年減少する中で、国・東京都等の財源を最大限活用して、税以外の収入確保を図る、あるいは受益と負担の適正なあり方を検証する等の取り組みを行ってきたが、依然として厳しい状況に変わりはない。

このような、厳しい財政状況の中で、市が基礎自治体として行政サービスを維持していくためには、立ち止まることなく改革・改善に取り組んでいかなければならない。その取り組みの一つである、民間活力の活用・外部委託（アウトソーシング）では、「小学校給食調理業務」「可燃・不燃ごみ等収集業務」「図書館運営管理」等々、市の幅広い領域で実施しているところであり、市立保育園についても、既に4園で実施している。

この間、保育園の運営費については一定の国の関与が必要であるため、長い間保育所運営費が国庫負担によって確保されてきたが、国の関与を縮小して地方の自由度を高める「三位一体改革」により、平成16年度以降、施設整備については平成18年度以降、地方の財源から支出する、いわゆる一般財源化となり、同時に東京都の保育運営費負担金及び施設整備補助金も廃止となるなど、市立保育園の運営管理が非常に厳しい状況となっている（民間保育園への運営費や施設整備の国庫負担制度及び東京都の補助金制度は従前のおり堅持されている）。

このような状況下では、さらなるサービス拡充を図るために今以上の一般財源を投入する事は極めて困難である。

従って、民営化によって効率化、コスト削減を図り、節減できた財源を基に、民間の力を活用して、喫緊の課題である待機児解消や、多様な保育ニーズに応えていくことが、最善の選択であり、この考え方に基づいて民営化を推進するものである。

## 2 民営化の目的と効果

### (1) 保育の向上（より良い保育の提供）

乳幼児の保育は人間形成の基礎を築く重要な時期であり、「心身の健康な発達」を支援するために、①「より良い保育の実施」「安定した保育園の運営」「需要に応じた将来の事業展開」が「少ない経費」で期待でき、②保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）に基づき、保護者との連携を密にし、全体的な保育計画及び個別指導のもと園児の保育を期待できる事業者（以下「事業者」という。）を選考し、保育の向上を目指すものとする。

### (2) 子育て支援の強化

次代を担う子どもたちの育ちを支える民営化園は、①通常保育、一時保育、延長保育、産休明け保育、障害児保育などの既存の保育サービスに加え、多様なサービスを提供する保育園として、認証保育所、家庭福祉員など、他の保育施設と連携・協力し、保育全体のレベルアップを支えること、②地域に開かれた子育て支援施設として、他の機関とも連携しながら子育て相談、育児中の保護者への情報提供や子育てサークルの育成など、地域ぐるみで保育の力を再生する環境づくりを推進する、地域子育て支援センター的役割を担うものとする。

### (3) 保護者の選択肢の拡大

不安定な社会経済状況の中で、共働き世帯や非正規労働者の増大、ワーク・ライフ・バランスの推進に伴う女性の社会進出の増加などにより、保育ニーズも多様化していることに鑑み、創意工夫による特色ある保育運営を支援する事により保護者の選択肢の拡大を図るものとする。

[参 考]

○保育所の運営にかかる経費(平成24年度決算額)

項 目	公立保育所	公設民営保育所	私立保育所
A 総事業費	1,241,602,052	578,562,230	1,003,300,975
B 調定した保育料	132,705,075	69,167,950	126,452,499
C 国負担額	141,682,155	74,028,750	183,063,810
D 都負担額			91,531,905
E 都補助金額	104,239,634	91,730,033	173,469,333
F 受託児童収入	11,556,960	13,160,960	
G 市単独負担額 (G = A - B - C - D - E - F)	851,418,228	330,474,537	428,783,428
H 延べ入所児童数(人)	8,329	4,147	8,624
I 1園当たりの経費 (I = A ÷ 園数)	177,371,722	192,854,077	167,216,829
J 1園当たりの市費負担額 (J = G ÷ 園数)	121,631,175	110,158,179	71,463,905
K 1人当たり経費(月額) (K = A ÷ H)	149,070	139,513	116,338
L 1人当たり経費(年額) (L = K × 12)	1,788,840	1,674,156	1,396,056
M 1人当たり市費負担額(月額) (M = G ÷ H)	102,223	79,690	49,720
N 1人当たり市費負担額(年額) (N = M × 12)	1,226,676	956,280	596,640

※公立保育園7園、私立保育園7園、公設民営園3園

※保育料収入は、国庫精算における市の徴収基準額表に基づく保育料調定額とする。

※延べ入所児童数に管外受託(委託)児を含む。私立保育所に管外委託公私立保育所を含む。

※公立(公設民営及び管外公立含む)の国負担金については、一般財源化されたため理論値。

○民営化によって可能になった保育サービス(平成24年度決算まで)

たきやま保育園	○20時までの延長保育(たきやま保育園は18時半まで)
ひばり保育園	○0歳児の産休明け保育
上の原さくら保育園	○一時保育(ひばり保育園、上の原さくら保育園)
	○年末保育(ひばり保育園のみ)
	○子育て支援(園庭解放、育児相談、講座など)

### 3 民営化実施に係る事業者の選定について

事業者を選定するに当たっては、保育業務に関わる理念、基本方針等、保育に対する考え方を重視し総合的に審査をするものとする。

第一に、子どもの発達に応じた質の高い保育ができること。

第二に、利用者や多様なニーズに応じた事業展開ができること。

第三に、安定した保育運営ができること。

第四に、保育の継承、地域の生活文化の継承、地域住民や保護者との連携ができること。

第五に、適正な経費であること。

などを総合的に勘案して判断するものとする。また、既存の保育サービスはもとより、新たなサービスを迅速かつ柔軟に提供できる事業者とする。

ただし、所有地を活用する場合には、当該所有地を所管する担当部局の規則・要綱等に規定された事業者に限るものとする。

### 4 民営化実施園検討の考え方

民営化を進めるに当たっては、「待機児の解消、サービスの拡充、保育施設の老朽化の程度、集合住宅等の建て替えの動向、活用できる公有地の有無など施設整備の可能性を総合的に勘案したうえで、現在の財政措置である一般財源化ということを考え合わせ、民設民営を基本とした民営化が必要」という考え方にに基づき、合わせて、担当部が市立保育園の施設の老朽化の状況を調査した、「東久留米市立保育園施設状況調査」の結果を踏まえて民営化実施園の検討をするものとする。

なお、活用できる公有地の内、所有地の場合には、当該所有地を所管する担当部局の規則・要綱等に規定された事業者に限るものとする（再掲）。

### 5 民営化実施園の検討結果

#### (1) 次期民営化実施園について

民営化実施園については、上記「4 民営化実施園検討の考え方」に基づく、東久留米市立保育園施設状況調査結果や、活用できる公有地として、近接地に東京都の土地（福祉保健局所管）があること、現保育園の敷地では狭隘のため建替えが困難であるが、所有地を活用することで施設面での保育環境が向上すること、さらに民営化後に0歳児を含む定員枠の拡大を図ることにより、喫緊の優先課題である待機児解消に相当の効果が期待できることなど、これらの条件を勘案した結果、平成24年8月に策定した「東久留米市立保育園の民営化実施計画（再改定版）（平成19年度～26年度）」において、さいわい保育

園を次期民営化実施園として選定している。

今後、さいわい保育園の民営化実施スケジュールについては、別表「○民営化実施園及び実施時期」のとおり進めていくこととする。

<p>新設園の開設時期等</p>	<p>さいわい保育園は、幸町一丁目都有地に移転・新設園として平成29年4月に開設する。 設置運営は、民設民営とする。</p>
<p>現行のさいわい保育園における保育</p>	<p>既存園の在園児は、保護者の同意のもと、平成29年4月に新設園に移行する計画であるため、現行のさいわい保育園においては、平成28年度末まで現行体制(直営)で保育を実施し、全在園児が卒園または新設園へ移行した後、平成28年度末をもって廃止する(予定)。 平成27年度当初申請受付からの(平成26年11月末からの)申込者に対しては、「平成29年3月までは、現在のさいわい保育園での保育の実施となり、29年4月からは、新設園(民設民営)または他の保育園での保育の実施となる」ことを書面で告知するなど、入所申込の際、十分な説明を行い、確認の上、受け入れる。</p>
<p>新園舎への移行</p>	<p>現行のさいわい保育園の在園児は、保護者の同意のもと、平成29年4月に新設園に移行する計画である。</p>

## (2) その他の保育園について

本計画の対象外となった保育園については、今後も民営化検討の対象園であるが、当面の間、「次世代育成支援行動計画(後期)」に基づき、地域における子育て支援の拠点として、様々な保育ニーズに応えるべく、延長保育など現在未実施の保育サービスの拡充に努めていく。

## 6 事業者の選定方法及び選定基準

### (1) 選定方法

事業者の選定方法は、企画提案方式（プロポーザル）により、外部の有識者等も含めた選定委員会で選定する。

その際、多くの事業者に公募情報が届くような広報手段を用い、2か月程度の応募期間を確保する。公募要項を作成し、市のホームページ等で公開する。

なお、公有地を活用する場合は都の所管部局と協議の上、都の規則・要綱に則した選定方法、選定基準で行う。

### (2) 選定基準

選定の基準は、より良い事業者を選定し、保育の質を維持、向上できる事業者を選定するものとする。そのためには、事業の継続性や安定性等とともに、保育園運営上の内容を中心とした審査を行い、優良な事業者を選定する。

選定にあたっては、次の点を重視する。

ア 児童福祉の理念、公共性、公益性を持ち、市の保育行政をよく理解し積極的に協力する事業者であること。

プレゼンテーションを実施し、経営責任者や園長候補者等のヒアリングを行うとともに、経営状況、継続性、安定性、透明性の運営体制を確認する。

イ 保育の内容に関すること(保育方針、保育計画、行事計画)。

子ども本来の発達、育ちを重視し、子どもを中心とした質の高い保育等を実施していることを確認する。加えて事業者が現に行っている保育等を現地調査するとともに、連絡帳や保育日誌等、日々の保育状況を把握できる資料を確認する。また、保育計画に保護者の意見・要望がどこまで反映されるかを確認する。

ウ 職員配置に関すること(質の高い職員が確保されること)。

職員の配置人数や配置予定職員の年齢、経験年数のバランスを重視するとともに、職員の雇用形態及び定着の度合いを確認する。

エ 職員の人材育成や園運営への職員参加がなされていること。

職員の研修方法や職員会議等に関する記録、実績を確認する。

オ その他、事業者選定の際に重視すべき項目の内容については、別に定める公募要項により選定条件を定めるものとする。

### (3) 事業者の発表

発表は、対象園の保護者だけでなく広く市民に行うこととし、保護者が他の保育園を選択できるよう周知する。

また、事業者決定後、他の保育園への転園を希望する在園児の保護者について、他の保護者との公平性を損なわない範囲で配慮することとする。

## 7 民営化後の市の対応

### (1) 運営状況の把握と改善指導

民営化後も保育実施者としての市の責任は変わらない。事業者に対して、定期に報告を求めるほか、実地調査などを行い、運営状況を把握し、必要に応じて、指導助言又は改善を指示する。

また、移行後、一定の期間、保護者、市、事業者の三者による意見交換の場を設け、保護者と園において問題が生じた場合には、その場において解決に努力する。

### (2) 保育園運営の支援

市は保育園運営に必要な経費について責任を持って負担することはもとより、事業者に対して、必要な情報の提供や研修への参加など人材育成についても支援していく。

### (3) 運営状況の評価と情報の公開

民営化後の保育内容について、保護者アンケートや福祉サービス第三者評価の受審を事業者に義務付け、運営状況の評価を行う。この評価はインターネット等で広く公開するものとし、情報の開示に努めていく。

[別表] ○民営化実施園及び実施時期			
	さいわい保育園		
	新設園	既存園(現園舎)	
平成19年度			
平成20年度			
平成21年度			
平成22年度			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・さいわい保育園民営化に関する市民説明会</li> </ul>	
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園舎建設</li> <li>・園児募集(1歳児から5歳児)</li> <li>・現園舎にて直営で保育(予定)</li> </ul>	
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・29年度園児募集(0歳児から5歳児)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>29年度からの園児募集停止</li> <li>28年度末廃止(予定)</li> </ul>	
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設園開園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2歳児から5歳児新園へ移行(予定)</li> </ul>	

※既存園とは現在、市が設置、運営している直営の保育園をいう。

※新設園とは、幸町一丁目都有地に建設予定の保育園をいう。

※さいわい保育園スケジュールの「予定」については、保護者の同意のもと、既存園在園児が新設園に移行することを想定。

〔別 紙〕

# 東久留米市立保育園施設状況調査

平成24年8月

子ども家庭部保育課

## 東久留米市立保育園施設状況一覧

保育園名	住所	開設年月日	敷地面積 (㎡)	床面積 (㎡)	老朽化の程度 ※詳細は別紙を参照	サービスの拡充	
						待機児数 (平成24年4月1日現在) ※新定義	延長保育
さいわい保育園	幸町1-17-1	昭和45年4月4日	1090.95	319.14	<b>53</b>	3人	×
はくさん保育園	下里3-2-23	昭和47年5月15日	1613.34	558.52	<b>49</b>	0人	○
しんかわ保育園	新川町1-1-12	昭和50年4月1日	1561.09	709.09	<b>53</b>	15人	○
はちまん保育園	八幡町2-14-22	昭和53年4月1日	2095.25	649.97	<b>42</b>	6人	×
まえさわ保育園	前沢1-5-30	昭和53年4月1日	1949.62	698.60	<b>46</b>	0人	×
ちゅうおう保育園	中央町1-2-4	昭和56年4月1日	2099.88	787.67	<b>45</b>	15人	○

※老朽化の程度について

次頁以降の基準に従い、点数化を行い、最も点数の高い保育園が最も老朽化の程度の高い保育園となる。

## 1. 老朽化の程度の基準

各施設の状態を確認し、以下の基準に従い数値化することで判定を行った。  
 なお、平成24年7月30日現在で調査を行った結果による。

緊急性 ↑ ↓ 緊急性	数値	老朽化の程度
	5	早急に改修等の対応が必要である。
	4	できるだけ早急に改修等の対応が望ましい。
	3	今後改修等を実施していくことが望ましい。
	2	現時点では改修の必要はないが、今後状況に応じて対応の要否を判断していく。
1	現時点で対応の必要はない。	

## 2. 老朽化判定の対象

老朽化の判定対象は以下の通りとし、1の老朽化の程度の基準による数値を適用し各対象を積み上げていくことで最も数値の高い施設を老朽化の程度の最も高い施設とする。

### 1. 外部関係

- (1) 屋根上防水
- (2) 外壁
- (3) 外部、アルミサッシ、扉
- (4) 通用門及び扉
- (5) 外部のフェンス外柵
- (6) プール
- (7) テラス滑り防止及びテラス屋根
- (8) 園庭の遊具点検

### 2. 内部関係

- (1) 内部床
- (2) 内壁、天井、ロッカー等
- (3) 内部木製建具
- (4) 給食室
- (5) 水道の赤水対策
- (6) 空調・電気冷暖房
- (7) 空調・ガスヒートポンプ
- (8) ファンヒーター
- (9) 床暖房

### 3. その他

- (1) 耐震診断
- (2) 駐車場
- (3) 2,000㎡以上の公有地の有無（近隣500m以内）
- (4) 都市計画の制限

これらについては、次頁以降で詳細を示しているが、表の見方は次のとおり。

	判定対象の項目
保育園名	特筆事項
	老朽化の程度の基準数値

3-1. 施設状況の詳細（外部関係）

保育園名	屋根上防水	外壁	外部、アルミサッシ、扉	園庭、水飲み、足洗い場	通用門及び扉	外部のフェンス外柵	プール	テラス滑り防止及びテラス屋根	園庭の遊具点検	外部関係合計
さいわい保育園	ホールの屋外部（犬走りの上部）に漏水跡あり（未施工）	東日本大震災で外壁、柱の構造部分にクラックが入り、内側へ雨漏りが心配であるが現在支障なし	2年前にサッシ調整を実施したが、改めて対応が必要	水飲み場、足洗い場が低く幼児が容易に登ることができ危険	調整及び塗替え必要		H21整備完了	屋根波板洗浄と張替え及び鉄骨塗替え必要あり		
	5	4	4	4	2	2	1	3	2	27
はくさん保育園				・給水・排水の改修必要 ・水飲み、足洗い場の塗装必要	調整及び塗替え必要			屋根波板洗浄と張替え及び鉄骨塗替え必要あり		
	3	2	3	4	2	2	1	3	2	22
しんかわ保育園		窓際の角にクラックが確認できる	1階掃き出し窓の締め具合が悪い	・東日本大震災により、河川側の擁壁（間知ブロック）にクラック有り（H=2.5m） ・未だに不同沈下は止まっていない	調整及び塗替え必要					
	3	4	4	4	2	2	1	1	2	23
はちまん保育園				足洗い場の排水口に園庭から泥が流入する構造となっており、しばしば詰まってしまう	調整及び塗替え必要		・プール、足洗い場（一部）が雨水管に排水されているため、汚水管に切替え必要 ・園庭の雨水がプールに入ることがあり衛生上良くない			
			3	4	2	1	5	2	2	19
まえさわ保育園		・2階手摺り（鉄骨）錆及び塗装（周囲全部）が必要 ・園庭に物が投げられないよう防止柵対策が必要	・0歳児室の網戸の必要あり ・1階掃き出し窓の締め具合が悪い		調整及び塗替え必要		H22整備完了			
	3	3	4	3	2	2	1	1	2	21
ちゅうおう保育園	サブルーム部屋上改修済			・正門に雨水が集中するため対応必要 ・正門のバリケード基礎突起物の解消必要	調整及び塗替え必要	北側ネットフェンス（H=1m）近隣は有料駐車場であり不審者対応必要			登り棒は早めに施工必要	
	3	1	2	4	2	4	1	1	2	20

3-2. 施設状況の詳細（内部関係）

保育園名	内部床	内壁、天井、ロッカー等	内部木製建具	給食室	水道の赤水対策	空調・電気冷暖房	空調・ガスヒートポンプ	ファンヒーター	床暖房	内部関係合計
さいわい保育園	塗替え必要	平成8年～12年のローリングから第2優先		空調機未設置	H15施工済	H12ホール対応済	・H12職員室対応済 ・H12ホール対応済	H18 4歳児室対応済		
	2	3	3	4	1	3	3	1	1	21
はくさん保育園	張替え必要	平成8年～12年のローリングから第1優先		空調機未設置	H17施工済	H9ホール対応済	H12職員室対応済	・H13 1歳児室対応済 ・H18 4歳児室対応済		
	4	4	3	4	1	4	3	1	1	25
しんかわ保育園	張替え必要	平成8年～12年のローリングから第3優先	廊下建具の調整必要（但し緊急性は低い）	空調機設置済	・H21職員便所漏水対応済 ・H21給食室配管替え対応済 ・本管は要施工	・H9ホール対応済 ・H10 1,2歳児室対応済	H12職員室対応済			
	4	3	3	1	3	4	4	1	1	24
はちまん保育園			廊下建具の調整必要	空調機設置済	H22給食室給湯のみ施工済	・H5休憩室対応済 ・H9ホール対応済 ・H10 1,2歳児室対応済	H12職員室対応済	H13 0歳児室対応済		
	1	3	4	1	2	4	4	1	1	21
まえさわ保育園			廊下建具の調整必要	空調機設置済	H13施工済	・H5休憩室対応済 ・H9ホール対応済	H12職員室対応済	H13 0歳児室対応済	・開園当初より設置 ・H17ボイラー交換	
	1	1	4	1	1	4	4	1	3	20
ちゅうおう保育園			廊下建具の調整必要	空調機設置済	H23給食室一部の施工済	・H9ホール対応済 ・H10 1,2歳児室対応済	H12職員室対応済		・開園当初より設置 ・H15ボイラー交換	
	1	2	4	1	3	4	4	1	3	23

3-3. 施設状況の詳細（その他）

保育園名	耐震診断	駐車場	近隣の公有地の有無 (2,000㎡前後) ※カッコ内は所有者	都市計画の制限	その他合計
さいわい保育園	H23～24実施 <職員棟> IS値=1.99 <保育棟> IS値=0.605 ※妥当と判断されたが、以下の追記事項あり ・コンクリートの圧縮強度が低い。 ・コンクリートの中性化の進行が著しい。 ・屋上防水の劣化が著しい。 ・底上裏の漏水跡が著しい。 ・鉄骨屋根は建物躯体への荷重伝達は可能であるが、保有耐力接合を満足していない。	園横の路上に一時的に駐車。	有 (東京都)	第1種中高層 建ぺい率60 容積率200 準防火地域 2種高度	
	4	1	-	-	5
はくさん保育園	H23～24実施 IS値=0.62	園隣に民間の有料駐車場あり。	無し	-	
	1	1	-	-	2
しんかわ保育園	H20実施済 IS値=0.61 ※妥当と判断されたが、以下の追記事項あり ①ホールH鋼補強必要 ②職員、園児便所廻りのブロック壁を乾式壁(LGS下地→軽量鉄骨材)に改修必要	車で送迎している保護者で会を作り民間駐車場を借りている。そのほか園内にも1台駐車スペースあり。	無し	-	
	5	1	-	-	6
はちまん保育園	H9実施済（東京都） IS値=0.76	都営住宅の敷地内に2台程度一時的に駐車。	無し	-	
	1	1	-	-	2
まえさわ保育園	H20実施済 IS値=0.63	・住宅街のため、一切駐車不可。 ・小金井街道側：路上駐車に近隣業者から苦情が生じている。 ・住宅街側：一時的に2台程度路上駐車をしていたが、近隣から苦情があり現在は使用していない。	無し	-	
	1	4	-	-	5
ちゅうおう保育園	H21実施済 IS値=1.10	・朝のみ近隣の店舗の駐車場を借用していたが、地主より苦情があり、現在は使用していない。 ・園横の路上に一時的に駐車。 ・園隣にコインパーキングあり。	無し	-	
	1	1	-	-	2